

令和 2 年 6 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 2 号	長門市税条例の一部を改正する条例	・・・ 1
第 3 号	長門市都市計画税条例の一部を改正する条例	・・・ 5
第 4 号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・ 7
第 5 号	長門市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・ 10
第 6 号～第 24 号	長門市農業委員会委員の任命について	・・・ 14

長門市税条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため地方税法の一部を改正する法律が、令和 2 年 4 月 30 日公布、同日施行されたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 第 1 条による改正

- ア 中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置（附則第 10 条関係）
- イ 新規に設備投資を行う中小事業者の支援のため、固定資産税の課税標準の特例を改正（附則第 10 条の 2 関係）
- ウ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を 6 箇月延長（附則第 15 条の 2 関係）

(2) 第 2 条による改正

- ア イベントを中止等にした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用にかかる対応（附則第 25 条関係）
- イ 住宅ローン控除の適用を 1 年延長（附則第 26 条関係）

3 施行期日

第 1 条による改正 公布の日

第 2 条による改正 令和 3 年 1 月 1 日

4 その他

いずれも国からの交付金により全額補填されることから財政的な影響はありません。

長門市税条例新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条による改正</p> <p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p><u>第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____ の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____ _____」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(平成17年度分固定資産税に係る特例)</p> <p><u>第24条 平成17年度に課する固定資産税において、第63条中「同一の者」とあるのは、施行日において同一の者とする。</u></p> <p>(督促手数料に係る特例)</p> <p><u>第25条 徴税吏員は、施行日以前において発した督促状に係る督促手数料を徴収する場合は、附則第2条の2第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p>

<p>第2条による改正</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>)</p> <p>第25条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</u></p> <p><u>第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p> <p>第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定</u></p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

長門市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方税法の改正（令和2年4月30日公布）により新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小事業者等に対する都市計画税の特例措置が設けられたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 第1条による改正

中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置

- ・引用する条項（都市計画税の課税標準の特例措置）の追加（附則第16項関係）

【地方税法改正による特例措置（法第61条）の概要】

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の課税標準を2分の1又は0とするもの。

※令和2年2月から10月までの任意の3箇月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上 50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	0

(2) 第2条による改正

- ・引用する条項の変更による改正（附則第16項関係）

3 施行期日

- (1) 第1条による改正 公布の日
- (2) 第2条による改正 令和3年1月1日

長門市都市計画税条例新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条による改正</p> <p>附 則 1～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p>附 則 1～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項<u>又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。</p>
<p>第2条による改正</p> <p>附 則 1～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 1～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和2年5月25日施行）により、個人番号の通知カードが廃止されたことから、条例で規定する個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を廃止するもの。

2 改正の内容

- (1) 「個人番号の通知カードの再交付に係る手数料」に関する規定を削る。
(別表（その1）関係)
- (2) 2（1）の改正による規定の整理（別表（その1）関係）

3 施行期日

公布の日

長門市証明等手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
別表(第2条関係) (その1)			別表(第2条関係) (その1)		
種類	種別	金額	種類	種別	金額
(略)			(略)		
交付 手数料	ア 土地台帳等公簿 の写しの交付	1件につ き 150 円	交付 手数料	ア 土地台帳等公簿 の写しの交付	1件につ き 150 円
	イ 住民票(広域交 付を含む。)及び戸 籍の附票の写しの交 付	1件につ き 150 円		イ 住民票(広域交 付を含む。)及び戸 籍の附票の写しの交 付	1件につ き 150 円
	ウ 印鑑登録証の交 付	1件につ き 200 円		ウ 印鑑登録証の交 付	1件につ き 200 円
	(削る)	(削る)		エ 個人番号の通知 カードの再交付(通 知カードの追記欄の 余白がなくなったと きその他の再交付が やむを得ないものと して市長が認める場 合を除く。)	1件につ き 500 円
	エ 個人番号カード の再交付(個人番号 カードの追記欄の余 白がなくなったとき その他の再交付がや むを得ないものとし て市長が認める場合 を除く。)	1件につ き 800 円		オ 個人番号カード の再交付(個人番号 カードの追記欄の余 白がなくなったとき その他の再交付がや むを得ないものとし て市長が認める場合 を除く。)	1件につ き 800 円
	オ 筆界点座標値交 付	1筆につ き 150 円		カ 筆界点座標値交 付	1筆につ き 150 円
	カ 図根多角点成果 交付	1件につ き 150 円		キ 図根多角点成果 交付	1件につ き 150 円
	キ 地籍図及び図根 多角網図交付	1件につ き 150 円		ク 地籍図及び図根 多角網図交付	1件につ き 150 円
	ク その他図面の写 しの交付	1件につ き 150 円		ケ その他図面の写 しの交付	1件につ き 150 円
	(略)			(略)	

(その2)	(表は省略)	(その2)	(表は省略)
(その3)	(表は省略)	(その3)	(表は省略)
(その4)	(表は省略)	(その4)	(表は省略)

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対する国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等の特例措置」が示されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減額又は免除の特例に係る規定を追加するもの。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免の特例について、規定を追加（附則第6項から附則第8号まで）

- (1) 減免の対象者及び減免の対象となる保険料を規定（附則第6項）
- (2) 減免の申請手続きを規定（附則第7項）
- (3) 現行の減免規定との調整（附則第8項）

3 特例措置による減免の内容

(1) 対象者

ア 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒ 保険料を全額免除

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第一号被保険者 ⇒ 保険料を一部免除

《保険料が一部減額される要件》

- i 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ii 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(2) 保険料の減免額

保険料の減免額は、減免対象保険料額に減免割合を乗じた金額

○減免対象保険料額 $A \times B / C$

- A：当該第1号被保険者の保険料額
- B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

○減免割合

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

(3) 減免の対象となる保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

3 施行期日

公布の日

4 その他

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものの減額又は免除について適用する。

理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

8 附則第6項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの（附則第6項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

(新設)

